

9月補正（第6号）の規模

※以下、四捨五入の関係上、各表間の計数、増減率が合わない場合がある。

一般会計補正額は、新型コロナウイルス感染症予防接種事業費の補正により、約0.4億円の増額補正

(百万円・%)

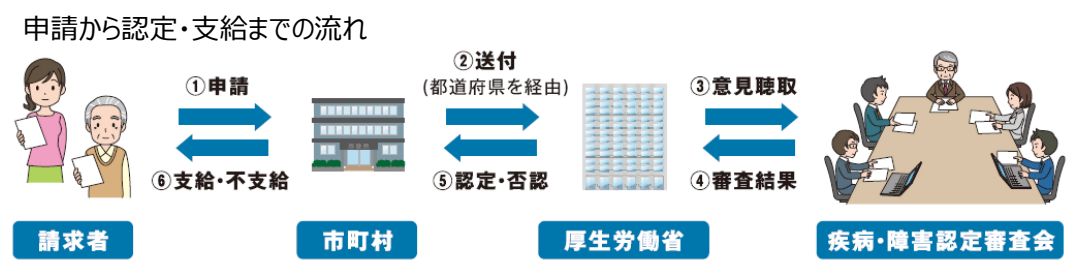
区分		補正前	補正額	補正後	当初予算比
一般会計 (A)		175,681	44	175,726	104.0
特別会計 (B)		116,900		116,900	100.0
企業 会計 (C)	病院事業	12,266		12,266	100.0
	下水道事業	21,098		21,098	100.3
全会計 (A+B+C)		325,945	44	325,990	102.2

9月補正（第6号）の内容

新型コロナウイルス感染症予防接種事業費 【感染症対策課】

補正額	財源	
44,200千円	国	44,200千円

新型コロナワクチンを接種した方の健康被害について、国の認定に基づき、予防接種健康被害救済制度による給付を行います。



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

出典：厚生労働省ホームページ